

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名	社会医療法人 清風会
所在地	〒731-5156 広島県広島市佐伯区倉重1丁目9番地
連絡先	TEL：082-922-0012 FAX：082-943-7728
代表者氏名	理事長 向田 一敏
事業所設立	2025年6月1日に設立

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 清風 五日市記念病院
所在地	〒731-5156 広島県広島市佐伯区倉重1丁目9番地
事業所番号	3470215918
サービス提供地域	広島市佐伯区（湯来町を除く）、広島市西区一部、廿日市市一部

(2) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人員
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	常勤・兼務 1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤・兼務 1名 非常勤・専従 1名

(3) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時30分 原則として、土・日・祝祭日およびお盆休み、年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて受付

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	事業所使用のアセスメントツールを使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月 1 回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は他事業所を紹介

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 45 件未満	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件未満	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

合計した単位に地域加算 10.7 円を乗じます。

※御利用者から、居宅介護支援費を頂く事はありません。

(6) 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運 営 基 準 減 算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

(7) 第三者評価の実施状況 有 (無)

(8) 加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
退院・退所加算 カンファレンス参加無連携 1 回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と協議を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	450 単位
退院・退所加算 カンファレンス参加無連携 2 回		600 単位
退院・退所加算 カンファレンス参加有連携 1 回		600 単位
退院・退所加算 カンファレンス参加有連携 2 回		750 単位
退院・退所加算 カンファレンス参加有連携 3 回		900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	① 24 時間連携がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ② 利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医療機関で診療を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	50 単位
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所 定 単 位 数 の 2.1%

合計した単位に地域加算 10.7 円を乗じます。

※御利用者から、居宅介護支援費を頂く事はありません。

(9) 交通費

- ① 次条の通常の事業の実施地域(5キロメートル程度)を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた時点から、1キロメートル当たり 20 円を徴収する。

(10) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(11) 交通費の請求及び支払い方法について

交通費の請求

交通費の費用は、ご利用負担ごとに計算し、ご利用月の合計金額により請求を致します。請求書は、原則として利用明細を添えて、翌月 1 日以降にご利用者宛でお渡し致します。

(12) 交通費の支払い

内容をご照合の上、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

① 事業者指定の銀行口座への振込み（振込手数料はご負担下さい）

広島信用金庫 五日市中央支店 普通預金 0267251

名義 : 社会医療法人 清風会 五日市記念病院 院長 大庭信二

〔イ〕 セイワカイツカイキネンビョウイン インチョウ オバシジ

② 最寄のゆうちょ銀行での振替払込手続き（払込手数料はご負担下さい）

振替用紙を準備しておりますので、お申し付け下さい。

③ 病院窓口での現金やカードでの支払い

お支払い後に、領収証をお渡し致します。

（領収証は、原則再発行致しませんので紛失にご注意下さい）

※交通費のお支払いについて、支払い期日から 2 ケ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合は、契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただくことになります。

4. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

5. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	居宅介護支援事業所 清風 五日市記念病院
解決責任者	檜室 貴之
受付担当者	中川 敬久
電話番号	082-922-0012
対応時間	8 時 30 分～17 時 30 分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

【社会医療法人】 居宅介護支援事業所 清風 五日市記念病院	所在地	広島市佐伯区倉重 1 丁目 95 番地
	電話番号	082-922-0012
	受付時間	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分
【広島市役所】 広島市介護保険課事業者 指導係	所在地	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
	電話番号 受付時間	082-504-2183 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分
広島市佐伯区厚生部福祉 課高齢介護係	所在地	広島市佐伯区海老園一丁目 4 番 5 号
	電話番号 受付時間	082-943-9730 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分
【国民健康保険連合会】 広島県国民健康保険団体 連合会介護福祉課	所在地	広島市中区東白島町 19 番 49 号
	電話番号 受付時間	082-554-0783 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分

6. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

8. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名
称を伝えていただきますようお願いいたします。

9. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、
要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所な
どに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申
請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者
が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う
ものとします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を
講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 檜室 貴之

- (2) 虐待防止委員会を開催します。

- (3) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報します。

11. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利
用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用
者の個人情報を用いません。

- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等におい
て、当該家族の個人情報を用いません。

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供が受け
られるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 感染症の予防及びびまん延の防止のための措置

感染症の発生及びびまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染防止に関する責任者を選定しています。

感染防止に関する責任者 檜室 貴之

- (2) 感染対策委員会の開催

- (3) 感染症及びびまん延防止のための指針の整備

- (4) 感染症及びびまん延防止のための研修及び研修の実施

- (5) 専任担当者の配置

1 4．身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5．事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保 険 名：超ビジネス保険 賠償責任に関する補償

1 6．利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。